

倉敷芸術科学大学全学学生会規程

(趣旨)

第1条 自律と協調により学生相互の親睦を深め、大学生活の円満・充実を図り、良き学風の醸成に寄与するため、倉敷芸術科学大学に全学学生会を置く。

2 全学学生会は、倉敷芸術科学大学（以下「大学」という。）に在学する学部学生及び大学院学生により組織する。

3 大学は、全学学生会の活動を人間形成に重要な役割を果たすものと認識し、学生支援センターが全学学生会への協力・支援を行う。

(事業)

第2条 全学学生会は、正課教育及び準正課教育に関連する活動並びに部活動及び各種行事など学生活動全般を運営する。

(組織)

第3条 全学学生会の運営を円滑に遂行するため、会長及び副会長を置く。

2 会長は、全学学生会の構成員から選出し、全学学生会を代表する。

3 副会長は、会長が指名し、会長を補佐する。

4 会長及び副会長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(体育局及び文化局)

第4条 課外活動を行う学生団体が所属する組織として、全学学生会に体育局及び文化局を置き、それぞれ体育局長及び文化局長を置く。

2 体育局長及び文化局長は、各々に所属する学生団体のうちから選出する。

3 体育局及び文化局に関する必要事項は、別に定めることができる。

(学生実行委員会)

第5条 芸術祭等の学生関係行事を円滑に実施するため、全学学生会に学生実行委員会を置く。

2 学生実行委員会は、当該年度の当初に行事の活動計画及び予算案を作成し、学長に提出する。

3 学生実行委員会の代表として、学生実行委員会委員長（以下「学生実行委員長」という。）を置く。

4 学生実行委員長は、学生団体に所属する学部学生のうちから、会長が指名する。

5 学生実行委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

6 学生実行委員会の顧問は、学生支援センター員のうちから、学生支援センター長が指名する。

(学生代表者会議)

第6条 全学学生会に学生代表者会議を置き、学修環境の改善及び学生生活の向上等について、大学に要望等を述べることができるものとする。

2 学生代表者会議に関する必要事項は、別に定める。

(新規学生団体の結成等)

第7条 新規に学生団体を結成する場合は、在学生のうち同一目的を有する3名以上により、団体結成願及び活動計画書を学長に提出する。

2 学長は、提出された団体結成願及び活動計画書を確認し、学生団体結成の適否を判断する。

3 学生団体は、体育局又は文化局のいずれかに所属する。

(学生団体の継続等)

第8条 学生団体を継続する場合は、年度初めに所定の活動計画書を学長に提出する。

2 学生団体は、当該年度終了後、速やかに活動報告書を学長に提出する。

3 学生団体は、活動報告書にもとづく評価により、翌年度の団体活動費の配分を受けることができる。

(顧問)

第9条 学生団体の顧問は、当該団体の代表学生が、専任の教員に依頼し、学長に推薦する。

2 学長は、前項の推薦に基づき、当該の教員に委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(活動年度)

第10条 全学学生会の活動年度は、毎年度4月1日より翌年3月31日までとする。

(会計)

第11条 全学学生会の会費は、次の各号に掲げる金額を入学者から徴収する。

(1) 学部学生 25,000円

(2) 大学院生 10,000円

2 一旦納入した会費は、返還しない。

第12条 団体活動費の支出項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 連盟等加盟費

(2) 大会、行事等参加費

(3) 練習等に係る施設利用費

(4) 備品及び消耗品

第13条 前条の団体活動費の支出に当たっては、活動計画書に沿って、学生支援センターが必要な予算を計上する。

2 前項に係る経理処理は、大学会計に準ずるものとする。

(事務)

第14条 全学学生会の事務は、学務部学生課が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、全学学生会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

倉敷芸術科学大学学生代表者会議に 関する申合せ

- 第1条 この申合せは、倉敷芸術科学大学全学学生会
規程第6条第2項に基づく「学生代表者会議」
について必要事項を定める。
- 第2条 学生代表者会議は、学生が学修環境の改善及
び学生生活の向上等について、大学へ要望や意
見を述べる機会を設け、もって学生生活の充実
に寄与することを目的とする。
- 第3条 学生代表者会議は、次の各号に掲げる構成員
により組織する。
- (1) 全学学生会会長及び副会長
 - (2) 体育局長及び文化局長
 - (3) 学生実行委員長
 - (4) 学科の代表 各1名
 - (5) 留学生の代表 若干名
 - (6) その他、学長が必要と認めた者
- 2 前項各号の構成員の任期は、1年とし、再任
を妨げない。
- 第4条 学生代表者会議に次の役員を置く。
- (1) 議長
 - (2) 副議長
 - (3) 書記
- 2 議長は、前条第1項各号に掲げる構成員の互
選により選出する。
- 3 議長は、学生代表者会議を招集し、議長となる。
- 4 副議長及び書記は、議長が指名する構成員を
もって充てる。
- 5 副議長は議長を補佐し、議長に事故がある
ときは、議長の職務を代行する。
- 6 書記は、会議録を取り纏める。
- 第5条 学生代表者会議は、第3条第1項各号の構
成員を通じて、広く学生からの意見を聴取し、提
言書を作成して、学長に提出する。
- 第6条 学長は、定期的に意見交換の場を設け、学
生代表者会議より提出された提言書への対応を協
議し、検討結果を学内に周知する。
- 第7条 学生代表者会議は、構成員の過半数の出
席が無ければ、会議を開催できない。
- 第8条 議長が必要と認めるときは、構成員以外
の者を学生代表者会議に出席させることができる。
- 第9条 学生代表者会議の事務は、学務部学生課
が行う。
- 第10条 この申合せの改廃は、学長会議の審議を
経て、学長が決定する。
- 第11条 この申合せに定めるもののほか、学
生代表者会議の運営に関し必要な事項は、学
生代表者会議で定める。

附 則

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。